

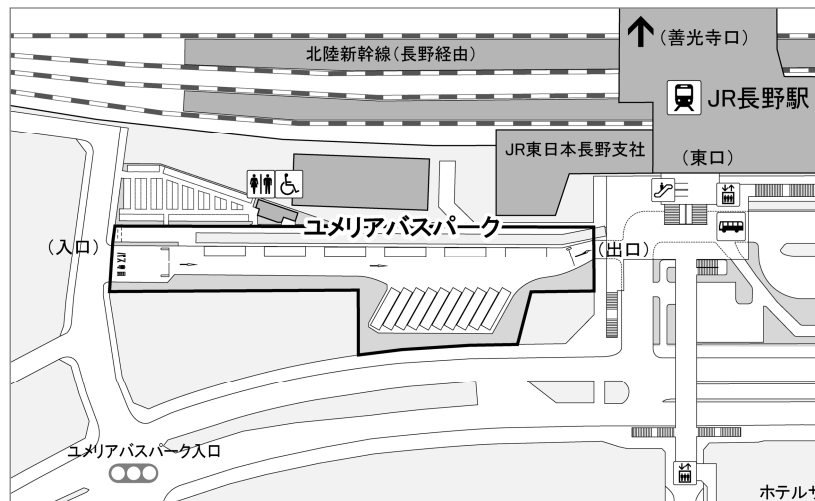
タクシー事業者及び宿泊業・飲食店等を行う事業者の皆さまへ

事業者が乗車定員 10 名以下の自動車を使用して送迎する場合、事前の申請によりユメリアバスパークを利用いただける場合があります。

バスパークへの入場には「利用証」の掲示が必要です。利用を希望する事業者は、早めにご申請ください。



ユメリアバスパークは、JR 長野駅東口に直結した【バス専用】の送迎場所です。



許可となる車両

次の①から③までの要件をすべて満たす車両であること

① 事業者の車両

道路旅客運送業の用に供している乗用自動車又は宿泊業、飲食店等の事業者が顧客サービスとして行う送迎のために使用する乗用自動車であること
個人が行う送迎は対象外

② 3ナンバーの車両

自動車登録番号が、自動車登録規則（昭和四十五年二月二十日運輸省令第七号）第十三条に規定する自動車の種別及び用途による分類番号3（30 から 39 まで及び 300 から 399 まで）の車両であること

5ナンバーの小型自動車、1・4ナンバーの貨物用途の自動車は対象外

③ 車高（全高）が、2.10mを超える車両

車高 2.10m以下の車両は、駅前ロータリー内又は地下駐車場をご利用ください。

申請の方法

許可を希望する事業者は、所定の申請書に必要書類を添えて市へ提出してください。提出された書類を審査し、許可する場合は「許可書」及び「利用証」を交付します。

